

越 生 町

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 (令和元年度)

I 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開請求（申出）の受付件数と決定状況

	受付件数	決 定 状 況			
		公 開	部分公開	非 公 開	取 下 げ
請求※1	1	—	1	—	—
申出※2	3	1	1	1	—
合 計	4	1	2	1	—

※1 請求……平成12年4月1日以後に作成または取得した情報を請求権者（町民等）が請求した場合

※2 申出……上記の「請求」以外の場合

請求（申出）ごとの処理状況については、表-I-1のとおりです。

■表－I－1 情報公開請求（申出）処理状況

整理 No.	区分		請求・申出の内容	対象公文書		決定内容			公開方法 及び コピー代	担当課	請求年月日 及び 決定年月日	請求者の 区分	備考
	請求	申出		件数	件名	決定	理由	摘要					
1	1		第1回JR越生駅活用検討委員会会議録、第2回JR越生駅活用検討委員会会議録、第3回JR越生駅活用検討委員会会議録、第4回JR越生駅活用検討委員会会議録	4	①第1回JR越生駅活用検討委員会会議録、②第2回JR越生駅活用検討委員会会議録、③第3回JR越生駅活用検討委員会会議録、④第4回JR越生駅活用検討委員会会議録	部分公開	非公開部分：特定の個人が識別され、又は識別される部分 理由：越生町情報公開条例第6条第1号第1号に該当		写しの交付 コピー代：190円	企画財政課	請求：R1.5.31 決定：R1.6.6	町内に住所を有する者	
2		1	越生町の地番が載った図面（公図、地籍図、地番参考	1	平成31年1月1日現在の地番・大字界・大	公開	—		データをC D-Rにコピーし、郵	税務課	申出：R1.6.10 決定：R1.6.26	請求権者以外の者	

			(現況) 図等、図面書類・精度は問わない) で、2018年中の登記異動修正済のshapeデータ		字名を表示した図面 (電子データ (shape形式))				送。 CD-Rは申出者が準備。					
3		1	地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分又は情報の最新分。又は越生町内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地籍、家屋	1	土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分又は情報の最新分	非公開	理由：越生町情報公開条例第21条第1項に該当 (他の法令等の定めるところにより、公文書の閲覧等を受けることができる場合)			税務課	申出：R1.6.10 決定：R1.6.26	請求権者以外の者		

		の所在・地番・家 屋番号・種類・構 造・床面積・建築 年月日の一覧の最 新分。									
4	1	平成31年度国民健 康保険診療報酬明 細書点検業務にお ける①見積合せ参 加業者及び各業者 の応札金額、②契 約書及び契約金額	2	①業務委託契 約書（国民健 康保険診療報 酬明細書点検 業務）、②入札 （見積）経過 及び結果表	部分公開	非公開部分 ：法人の経 理に関する 情報及び印 影 理由：越生 町情報公開 条例第6条 第1号第2号 に該当	写しの交 付 コピー代 ：90円	町民課	申出：R1.12.16 決定：R1.12.27	請求権者 以外の者	

2. 情報公開請求・申出者の区分

区 分	件 数
(1) 町内に住所を有する者	1
(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	—
(3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者	—
(4) 町内の学校に在学する者	—
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	—
(6) 請求権者以外の者	3
計	4

3. 不服申立ての状況

区 分		件 数	
不服申立て件数		—	
処 理 経 過	情報公開・個人 情報保護審査会	諮問手続中	—
		審 査 中	—
		答 申	—
		取 下 げ	—
	諮問前の取下げ		—
決 定 済		—	

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1. 個人情報取扱事務届出の状況

個人情報保護条例に基づき、実施機関が新たに個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するのか明らかにするために、届出を義務付けています。また、届出内容の変更や事務の廃止の場合も、届出が必要となっています。

個人情報取扱事務届出などは、町政情報コーナーで閲覧することができます。

令和元年度の個人情報取扱事務届出状況は、表－Ⅱ－1のとおりです。

表－Ⅱ－1 個人情報取扱事務届出状況

実施機関	平成30年度末 届出件数	令和元年度中届出件数			令和元年度末 届出件数(累計)
		開始	変更	廃止	
議 会	5	0	0	0	5
町 長	641	0	0	0	641
教育委員会	86	0	0	0	86
選挙管理委員会	15	0	0	0	15
公平委員会	3	0	0	0	3
監査委員	3	0	0	0	3
農業委員会	10	0	0	0	10
固定資産評価 審査委員会	2	0	0	0	2
合 計	765	0	0	0	765

2. 個人情報目的外利用等の届出状況

実施機関が管理している個人情報は、収集目的に則して適正に利用されることが原則であり、収集の目的の範囲を超えて利用をしてはならないとしています。範囲を超えて個人情報を利用する場合は、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用することができるとしています（目的外利用の制限）。また、個人情報を実施機関以外のものに対して提供する場合も同様の扱いとしています（外部提供の制限）。

なお、目的外利用、外部提供をしようとするときは、あらかじめ町長に届けることになっています。

令和元年度の実施機関別届出状況は、表－Ⅱ－２、表－Ⅱ－３のとおりです。

表－Ⅱ－２ 個人情報目的外利用届出状況

実施機関	平成30年度末 届出件数	令和元年度中届出件数		令和元年度末 届出件数
		開始	廃止	
議会	0	0	0	0
町長	238	1	0	239
教育委員会	25	0	0	25
選挙管理委員会	10	0	0	10
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	4	0	0	4
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
合計	277	1	0	278

表－Ⅱ－３ 個人情報外部提供届出状況

実施機関	平成30年度末 届出件数	令和元年度中届出件数		令和元年度末 届出件数
		開始	廃止	
議会	0	0	0	0
町長	99	0	0	99
教育委員会	2	0	0	2
選挙管理委員会	11	0	0	11
公平委員会	3	0	0	3
監査委員	2	0	0	2
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
合計	119	0	0	119

3. 電子計算組織の結合の届出状況

実施機関が電子計算組織によって個人情報を処理する場合において、実施機関以外の電子計算組織と結合（オンライン）する場合に、事前に審議会の意見を聴くとともに、届出を義務付けています。

表－Ⅱ－４ 電子計算組織の結合の届出状況

実施機関	平成30年度末 届出件数	令和元年度中届出件数		令和元年度末 届出件数
		開始	廃止	
町長	34	0	0	34

4. 自己情報の開示等の請求（申出）及び処理状況

令和元年度中、個人情報保護制度における自己情報の開示等の請求が1件行われました。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1. 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定又は自己情報の開示請求等に対する決定について、町民等から不服申立てがあった場合に、公平で客観的な立場で審査を行うために設置された第三者的機関で、識見を有する3人の委員で構成されています。

審査会は、実施機関からの諮問に応じて審査し、公開（開示等）するかどうかを決定します。

2. 不服申立ての状況

令和元年度は、非公開（部分公開）処分に対する異議申立てはありませんでした。

3. 審査会の開催状況

審査事項がありませんでしたので開催されませんでした。

Ⅳ 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

1. 情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて審議・調査を行ったり、制度に関する重要事項について町長に意見を述べる機関として設置されています。審議会は、町民や識見を有する5人の委員で構成されています。

2. 審議会の開催状況

令和元年度中は開催されませんでした。